

入院時食事療養費

奈良県総合医療センター

当センターは、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

２０２６年6月1日

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（１食当たり）（１日３食を限度）	
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	５５０円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※１）	過去１年間の入院期間が９０日以内	２７０円
		過去１年間の入院期間が９０日超	２２０円
該当なし	低所得者Ⅰ（※２）	１３０円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	３３０円	

※１　低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※２　低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに０円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者